

昭和三十九年総理府令第三十三号

寒冷地手当支給規則

国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条、第二条及び第三条の規定に基づき、寒冷地手当支給規則を次のように定める。

第一条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号。以下「法」という。）

第一条第二号の内閣総理大臣が定める官署は、別表に掲げる官署とする。

2 法第一条第二号の内閣総理大臣が定める区域は、市町村内の町若しくは字の区域又はこれに相当する区域のうち、別表に掲げる官署からおおむね一キロメートル以内の区域の全部又は一部が含まれる区域とする。

（世帯主である職員）

第二条 法第一条第一項の表の「世帯主である職員」とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

一 扶養親族（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

（扶養親族のある職員に含まない職員）

第三条 法第一条第一項の表備考の「一般職給与法第十二条の一第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（内閣総理大臣が定めるものに限る。）」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が二以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（次項及び第七条第一項第三号において「最短距離」という。）が六十キロメートル以上であるものとする。

2 法第一条第一項の表備考の「これに準ずるものとして内閣総理大臣が定めるもの」は、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が六十キロメートル以上であるものとする。

（支給額が零となる職員）

第四条 法第二条第三項第三号の内閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

二 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされている職員（前号に掲げる職員を除く。）

のうち、一般職給与法第二十三条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

三 国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員

四 国家公務員法第八十条の六第一項ただし書の許可を受けている職員

五 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百九号）第三条の規定により育児休業をしている職員

七 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員

八 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十二条第一項の規定により派遣されている職員

九 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第一百二十一号）第一条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている職員

十一 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣されている職員

十二 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている職員

十三 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第一項の規定により派遣されている職員

十四 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和四年法律第十五号）第十五条第一項の規定により派遣されている職員

十五 本邦外にある職員（第五号に掲げる職員及び法第二条第一項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）

（日割計算の額等）

第五条 法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、同条第一項又は第二項の規定による額を同条第四項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

2 法第二条第四項第三号の内閣総理大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第一条に規定する基準日（以下この項及び次条において「基準日」という。）において法第二条第三項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員（法第一条に規定する支給対象職員をいう。以下この項及び次条において同じ。）が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において法第二条第三項第一号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合（支給日等）

第六条 寒冷地手当は、基準日の属する月の一般職給与法第九条の人事院規則で定める日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 基準日から支給日（一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における後の支給日。第四項において同じ。）の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

3 基準日から引き続いて第四条各号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日（一般職給与法第九条ただし書の規定により俸給を支給する場合にあつては、当該基準日の属する月における先の支給日）後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当をそのまま支給する。

4 支給対象職員が基準日の属する月にその所属する一般職給与法の俸給の支給義務者を異にして異動した場合における当該基準日に係る寒冷地手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する一般職給与法の俸給の支給義務者において支給する。この場合において、支給対象職員の異動が支給日前であるときは、その際支給するものとする。

5 法及びこの規則に定めるもののほか、寒冷地手当は、一般職給与法の俸給の支給方法に準じて支給する。

（確認）

第七条 各庁の長（一般職給与法第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。次項において同じ。）は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとす。

1	この府令は、公布の日から施行する。
2	各庁の長は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。
附 則	(昭和四三年一一月二三日總理府令第五七号)
(施行期日)	この府令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則(以下「改正後の支給規則」という。)の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。ただし、改正後の支給規則第一条第三項第六号の規定は、同年十二月十四日から適用する。
（俸給月額等）	国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百十号。以下「改正法」という。)附則第二項第一号に規定する内閣總理大臣が定める額は、基準日において同項同号の職員が受ける指定職俸給表の俸給月額に係る号俸に対応する次の表に掲げる額とする。
号俸	額
1	136,532円
2	145,552
3	173,664
4	193,688
5	183,688
6	204,800
7	220,280
8	230,520
9	240,640
10	250,880
11	271,120
12	291,480

1	改正法附則第二項第二号の内閣總理大臣が定める場合は、基準日において同項同号の職員が受ける職務の等級の号俸が昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を超えるものである場合、同項同号の職員が受ける俸給月額が別表の号俸欄に掲げられており、号俸の俸給月額又は同表の職務の等級欄に掲げられている職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合、同項同号の職員の属する職務の等級が行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事職俸給表(二)又は医療職俸給表(二)の特一等級である場合、次のイ、ロ又はハに掲げる額
2	基準日において当該職員が受ける職務の等級の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額
3	基準日において当該職員が受ける職務の等級の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額を除して得た数と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額
4	基準日において当該職員が受ける調整号俸の号数が当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数を超える号数である場合、次のイ、ロ又はハに掲げる額
5	基準日において当該職員が受ける俸給月額が別表の号俸欄に掲げられている号俸の俸給月額

当該職務の等級の最高の号俸の号数から昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職員が受ける職務の等級の最高の号俸の額との合計額

該職務の等級の最高の号俸の号数を超える号数のものである場合(次号ハ又は第四号ロ若しくはハに該当する場合を除く)。基準日において当該職員が受ける職務の等級の号俸の号数から昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

又は同表の職務の等級欄に掲げられている職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合(次号イ、ロ又はハに掲げる額)

イ 基準日において当該職員が受ける俸給月額が当該職員の属する職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合にあつては、当該俸給月額から当該職務の等級の最高の号俸の額を減じた額を当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額で除して得た数と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数に当該号俸に係る別表の調整数欄に掲げる数を加えた数との合計数から、昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数からその直近下位の号俸の額を減じた額に乘じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

ハ 基準日において当該職員が受ける調整号俸の号数が当該職員の属する職務の等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数を超える号数である場合にあつては、当該調整号俸の号数から同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の号数を減じた数を、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額とその直近下位の号俸の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号俸の額との合計額

イ 基準日において当該職員が受ける俸給月額が別表の号俸欄に掲げられている号俸の俸給月額(同じ額の俸給月額がないときは、直近下位の俸給月額)以下「対応俸給月額」という。)に係る号俸の号数が別表の号俸欄に掲げられている号俸以外の号俸の号数であり、かつ、当該職務の等級一等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数以下の号数である場合にあつては、当該対応俸給月額に係る号俸の同日における額

ロ 対応俸給月額に係る号俸の号数が別表の号俸欄に掲げられている号俸以外の号俸の号数であり、かつ、職務の等級一等級の昭和四十三年八月三十一日における最高の号俸の号数を超える号数である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応俸給月額を受けるものとした場合に第二号の規定により得られる額

ハ 対応俸給月額が別表の号俸欄に掲げられている号俸の俸給月額又は職務の等級一等級の最高の号俸を超える俸給月額である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応俸給月額を受けるものとした場合に前号イ、ロ又はハの規定により得られる額

基準日において当該職員が俸給の調整額を受ける場合 次のイ又はロに掲げる額

教育職俸給表 (三)												教育職俸給表 (二)														
教育職俸給表 (四)												教育職俸給表 (二)														
3等級	2等級	5等級	4等級	3等級	2等級	5等級	4等級	3等級	2等級	5等級	4等級	3等級	2等級	5等級	4等級	3等級	2等級	5等級	4等級	3等級	2等級	5等級	4等級			
1 9 又 は 2 0	2 1 又 は 2 0	1 7 以 上	2 4 以 上	2 5 以 上	2 3 又 は 2 4	2 6 以 上	2 7 以 上	2 6 又 は 2 7	2 7 以 上	2 6 又 は 2 8	2 4 又 は 2 5	2 6 以 上	3 5 以 上	3 3 又 は 3 4	3 1 又 は 3 2	2 9 又 は 3 0	2 9 又 は 3 1	2 1 又 は 2 2	1 9 又 は 2 0	3 0 又 は 3 1	2 9 又 は 3 0	2 9 又 は 3 1	2 4 又 は 2 5	2 6 以 上		
1	2	1	2	2	2	1	3	3	2	1	3	4	3	2	1	4	3	2	1	5	4	3	2	1		
1	2	1	2	2	2	1	3	3	2	1	3	4	3	2	1	5	4	3	2	1	3	2	1	3	2	1

医療職俸給表 (二)																								
医療職俸給表 (三)												医療職俸給表 (二)												
4等級	3等級	2等級	1等級	特 1等級	6等級	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	4等級	3等級	2等級	1等級	4等級	3等級	2等級	1等級	4等級	3等級	2等級	1等級	4等級	
2 2 以 上	2 5 以 上	2 1 以 上	1 9 又 は 2 0	2 0 以 上	1 7 以 上	1 4 以 上	1 1 以 上	1 8 又 は 2 0	1 6 又 は 1 7	1 3 以 上	2 0 以 上	2 2 以 上	2 0 以 上	1 8 又 は 2 1	1 6 又 は 1 7	1 4 以 上	1 2 以 上	1 6 又 は 1 5	1 4 以 上	1 2 以 上	1 6 又 は 1 5	1 4 以 上	2 1 以 上	
3	4	3	2	3	2	1	2	1	1	1	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1	3	2	1
3	昭和四十八年八月三十一日において職員が受ける俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十五号。以下「改正給与法」という。)附則別表第一のイからヨまでの表又は人事院規則九一六一(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え)別表第一のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる額である者に対する改正法附則第二項の規	1	この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則及び寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令の規定は、昭和四十八年八月三十一日から適用する。	附 則 (昭和四八年三月一二日総理府令第九号)	この府令による改正前の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日から和四十七年八月三十一日から適用する。	2	この府令による改正前の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日からこの府令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則の規定による寒冷地手当の内訳とみなす。	附 則 (昭和四八年一〇月二六日総理府令第六〇号) 抄	この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、昭和四十八年八月三十一日から適用する。	附 則 (施行期日等)	この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則及び寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令の規定は、昭和四十八年八月三十一日から適用する。	1	この府令は、公布の日から施行し、この府令による改正後の寒冷地手当支給規則及び寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令の規定は、昭和四十八年八月三十一日から適用する。	2	この府令による改正前の寒冷地手当支給規則の規定に基づいて昭和四十七年八月三十一日から和四十七年八月三十一日から適用する。	3	昭和四十八年八月三十一日において職員が受ける俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十五号。以下「改正給与法」という。)附則別表第一のイからヨまでの表又は人事院規則九一六一(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え)別表第一のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる額である者に対する改正法附則第二項の規							

に異動した場合にあっては、異動後の地域。以下この項において同じ。)に応じて改正前の法第一条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と同日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分(対象期間に当該職員の世帯等の区分について基準額の低い世帯等の区分への変更があった場合にあっては、変更後の世帯等の区分。次号及び第六号において同じ。)に応じて同項に規定する内閣総理大臣が定める額を合算した額

五 平成九年二月二十八日において職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日のにおける当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号。以下「昭和五十五年改正法」という。)附則第二項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の暫定基準額を受けることとなるとき(次号に掲げる場合を除く。)当該暫定基準額(その額が平成八年度基準日における指定職俸給表一号俸の俸給月額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正前の法第二条第四項に規定する内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額と当該地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する内閣総理大臣が定める額を合算した額を超えることとなるときは、当該合算した額)

六 平成九年二月二十八日において職員(昭和五十五年八月三十日以前から引き続き在職する職員に限る。)の在勤していた地域及び平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において昭和五十五年改正法附則第四項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の内閣総理大臣が定める額を受けることとなるとき(当該内閣総理大臣が定める額から平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の法第二条第一項の表に掲げる額又は同条第二項に規定する内閣総理大臣が定める額を減じた額)

(暫定俸給月額を受ける職員等に関する経過措置)

4 平成八年度基準日において改正法附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる俸給月額を受ける職員については、昭和五十五年改正法附則第二項第二号の内閣総理大臣が定める場合は、改正後の昭和五十五年改正総理府令附則第三項各号に掲げる場合のほか、平成八年度基準日ににおいて同欄に掲げる俸給月額を受けける場合とし、当該場合に係る昭和五十五年改正法附則第二項第二号の内閣総理大臣が定める額は、改正後の昭和五十五年改正総理府令附則第二項の規定を準用した場合に得られる職務の等級の号俸の昭和五十五年八月三十日において適用される額とする。この場合において、同項第一号中「号俸が附則別表第二」とあるのは「旧号俸(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する総理府令(平成八年法律第百十二号。以下「平成八年改正法」という。)附則別表のイからチまでの表の暫定俸給月額欄に掲げる俸給月額に對応する同表の旧号俸欄に定める号俸をいう。以下同じ。)が寒冷地手当支給規則による改正前の総理府令(平成八年総理府令第五十六号)第二条の規定による改正前の寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令附則別表第二(以下「旧附別表第二」という。)と、「職務の等級の号俸」とあるのは「職務の等級の旧号俸」と、同項第二号中「職務の級の号俸」とあるのは「職務の級の旧号俸」と、「附則別表第二」とあるのは「旧附別表第二」と、同項第三号中「号俸の額」とあるのは「旧号俸の平成八年改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十一年法律第九十五号)の俸給表による額」と、「一級下位の職務の級の号俸」とあるのは「同表による一級下位の職務の級の号俸」と、「附則別表第二」とあるのは「旧附別表第二」と読み替えるものとする。

5 平成八年四月一日から同年八月三十日までの間ににおいて、改正法第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあつた職員並びに同月三十一日から改正法の施行の日の前日までの間ににおいて改正前の給与法の規定により新たに俸給表の適用

を受けることとなつた職員の平成八年度基準日における昭和五十五年改正法附則第二項第二号の内閣総理大臣が指定する職務の等級の号俸(以下「指定号俸」という。)について、同条の規定による改正後の給与法の規定による職務の級の号俸を基礎とした改正後の昭和五十五年改正総理府令附則第二項の規定により得られる指定号俸が改正前の給与法の規定による職務の級の号俸を基礎とした第二条の規定による改正前の寒冷地手当支給規則の一部を改正する総理府令附則第二項の規定により得られる指定号俸(以下「改正前の指定号俸」という。)に達しないこととなる場合は、改正後の昭和五十五年改正総理府令附則第二項の規定にかかわらず、改正前の指定号俸をもつてこれらの職員の指定号俸とする。

附 則 (平成二年三月一五日総理府令第一九号)

この府令は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の施行の日(平成十二年三月二十一日)から施行する。

附 則 (平成一二年七月一四日総理府令第七九号)

この府令中別表第二の改正規定は教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十二号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年七月一四日総理府令第七九号)

この府令中別表第二の改正規定は公布の日から、第一条第三項の改正規定は教育公務員特例法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五十二号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年一月一四日総務省令第一七号)抄

(施行期日)

第一 条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月一四日総務省令第一八号)

この省令は、教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十三号)の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日総務省令第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一一日総務省令第一二九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日総務省令第四九号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二十四日総務省令第一二九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

二 改正法附則第十四項又は第十五項の規定による寒冷地手当に関する経過措置

この項から附則第六項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正法 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十六号)をいう。

二 改正後の法 改正法第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。

三 旧寒冷地 改正法附則第九項第三号に規定する旧寒冷地をいう。

四 経過措置対象職員 改正法附則第九項第五号に規定する経過措置対象職員をいう。

五 基準在勤地域 改正法附則第九項第六号に規定する基準在勤地域をいう。

六 基準世帯等区分 改正法附則第九項第七号に規定する基準世帯等区分をいう。

- 七 みなし寒冷地手当基礎額 改正法附則第九項第八号に規定するみなし寒冷地手当基礎額をいう。
- 八 支給対象職員 改正法附則第十四項による寒冷地手当の支給対象職員をいう。
- 九 世帯等の区分 改正法第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第二条第一項、第二項及び第四項に規定する世帯等の区分をいう。
- 十 基準日 改正後の法第一条に規定する基準日をいう。
- 十一 改正法附則第十四項の規定による寒冷地手当の支給について、次に定めるところによる。
- 一 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいかが低い額の寒冷地手当を支給する。
- イ 経過措置対象職員であつて改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月二十九日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額（以下「改正法附則第十項支給額」という。）
- ロ 次に掲げる額のうちいかが高い額
- （1） 経過措置対象職員であつて改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月二十九日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額（以下「改正法附則第十項支給額」という。）
- （2） 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいかが低い額が零を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。
- イ 経過措置対象職員であつて改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月二十九日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正法附則第十項の表の上欄に掲げる基準同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下「改正法附則第十二項支給額」という。）
- 二 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいかが低い額が零を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。
- イ 経過措置対象職員であつて改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月二十九日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正法附則第十項の表の上欄に掲げる基準同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下「改正法附則第十一項支給額」という。）
- 三 基準日（その属する月が平成二十一年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに対しては、改正法附則第十一項支給額又は最低新手当額のいづれか高い額
- 四 基準日（その属する月が平成十八年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいづれかに該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいかが低い額が、その者につき改正後の法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給することとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。
- イ 改正法附則第十項支給額
- ロ 改正法附則第十二項支給額又は最低新手当額のいづれか高い額
- 五 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第九項第五号ロ又はハに

- 掲げる職員のいづれかに該当するものに対する額のうちいかが低い額が、その者につき改正後の法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いづれか低い額の寒冷地手当を支給する。
- イ 改正法附則第十一項支給額
- ロ 改正法附則第十二項支給額又は最低新手当額のいづれか高い額
- 四 5 次の各号に掲げる職員のいづれかに該当する前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者の寒冷地手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 改正後の法第二条第三項第一号に掲げる職員 同号の規定の例による額
- 二 改正後の法第二条第三項第二号に掲げる職員 同号の規定の例による額
- 三 この省令による改正後の寒冷地手当支給規則（次項において「改正後の支給規則」という。）
- 四 第四条各号に掲げる職員 零
- 5 附則第三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者が、改正後の法第二条第四項及び改正後の支給規則第五条の規定の例によるものとした場合において同項第一号若しくは第二号に掲げる場合又は同条第二項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一項の規定の例による額とする。
- 6 人事交流等により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の俸給表の適用を受ける職員となつた者であつて、平成十六年十月二十九日以降の検察官又は同法第十二条の第七項に規定する給与特例法適用職員等として勤務していた期間を同法の俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正法附則第十項から第十三項まで又は前三項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。
- 附 則（平成一七年一月一三日総務省令第二号）
- この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。
- 附 則（平成一七年六月六日総務省令第九号）
- この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、同年二月二十八日から適用する。
- 附 則（平成一七年二月二十五日総務省令第一七号）
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表の改定規定は、同年二月二十八日から適用する。
- 附 則（平成一七年一月一四日総務省令第一五一号）
- この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表の改定規定は、平成十七年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一九年七月一〇日総務省令第八三号）
- この省令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則別表山形県の項中東北地方整備局酒田河川国道事務所月山国道維持出張所に係る部分及び東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所に係る部分（官署名に係る部分に限る。）は平成十七年十月一日から、東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所に係る部分（所在地に係る部分に限る。）及び東北地方整備局酒田河川国道事務所自然保護官事務所に係る部分は同年十一月一日から適用する。
- 附 則（平成二〇年三月一三日総務省令第二三三号）
- この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。
- 附 則（平成二〇年八月一日総務省令第八八号）
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の寒冷地手当支給規則第四条第十号の規定は平成十九年八月一日から適用する。
- 附 則（平成二一年四月一日総務省令第四一号）

県 島 広	県 山 岡	県 根 島
庄原市高野町新市一〇七八	苦田郡鏡野町上齋原五一四の一	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇
広島北部森林管理署新市森林事務所	上齋原原子力規制事務所	中国地方整備局出雲河川事務所志津見ダム管理支所